

## 第81回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年1月18日(木) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年1月18日(木) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成30年1月18日(木) 午前11時00分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理者(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	欠
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長	真田 明彦	参事	箕浦 勝宏
	総務・農政担当課長	倭 信幸	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	今村 正樹	担当課長補佐	浦上 和彦
	担当係長	入江 貢	副主査	橋本 聡実
	副主査	大橋 和之		

### 7 傍聴者 0名

### 8 議題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
  - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
  - (6) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について(平成29年8月締分)
- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成29年度事業について

(2) その他

## 9 議事録署名委員の氏名

1番 上岡 耕一

8番 難波 勝利

## 10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第81回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。1番 上岡 耕一 委員，8番 難波 勝利 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

大橋副主査 議案の訂正等は、配布しています「第81回（1月議案）岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。別紙第1号議案，申請等（6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について（平成29年8月締分）の5枚目の71番が平成30年1月11日付けで取下げが岡山市長宛てにありましたので，報告します。

以上です。

議長 それでは第1号議案に入ります。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての，審議に入ります。事務局から中区の説明を，お願いします。

橋本副主査 1ページ1番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約1.4ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約2.7ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

今東委員 1番、2番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

大橋副主査 1ページ3番、前回保留案件で、新規農による所有権移転で北区分の2、219㎡の借り入れとの同時申請です。前回申請内容に疑義があり調査が必要とのことで保留となり、その後関係各委員及び事務局で協議をし、また東区協議会総会でも審議した結果、譲受人からの聞き取り調査をした後、この案件の可否の判断をすとなっております。

また、前回までの調査で申請地を利用権解約前の耕作者が引き続き耕作するという情報があり、平成29年11月22日にその方から聞き取り調査を行ったところ、引き続き耕作を行うと言われたことをお伝えしましたが、現在申請地はその方により麦の作付が行われている事実を確認しています。その上で平成29年12月20日に、農業委員会会長や地区担当を含む東区農業委員5名、東区協議会長、副会長及び地区担当の推進委員4名と事務局で譲受人から聞き取り調査を行いました。その内容ですが、譲受人は畑作の経験は長野では10年以上あり、申請地をいずれは一部を自己住宅目的で転用し、残りは地上げをしオリーブを植える畑にしたいと、当初申請にある稲作を行う内容から将来的には変更したいとの内容を発言されました。また営農の拠点を生活の場も東京、長野、岡山と複数あり、その上で労働力については知人の指導はあるものの譲受人1人で北区東区と分散した2か所の農地併せて4,000㎡以上を営農するというものでした。

聞き取り調査の内容を踏まえて、東区協議会で協議した結果、知人の指導はあるとはいえ、同時申請の北区の農地と本件申請の東区の農地の2か所の農地併せて4,000㎡以上の田を、譲受人1人で新規に営農を行うのは、生活の拠点が複数有るため、また農地が分散していることから非常に困難であると考えられ、東区の本件申請地については利用権解約前の耕作者が引き続き耕作することになっていると述べていること、さらにその方が現実に麦を作付していることを踏まえると当該営農計画は信ぴょう性があるとは考えられない。

よって農地法第3条第2項第1号の「申請地を取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」に該当するため、東区協議会では不許可意見となっております。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、1.8ヘクタール農地を耕作して

おり非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約5.6ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.9アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7, 8, 9, 10番は受人が同じなので同時に説明します。新規農によるいずれも所有権移転ですが、譲渡人の一人が1月3日に亡くなられ、この1件を取下げると下限面積が足りなくなることから、この4件とも取下げ予定ですが総会には間に合わないの、今回は取下げ予定の保留でお願いしたいと思います。

2ページ11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による使用貸借権の設定です。受人は現在、約9.4アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、経営移譲による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約5.9アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約1.5ヘクタール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

17, 18番は受人が同じであるため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在, 約76アール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ19番, 受贈による所有権移転です。受人は現在, 約82アール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて, 地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

奥田委員 3番から19番までの17件について協議したところ, 3番は事務局の説明のとおりで, 東区協議会では不許可意見となっています。

その他の16件については審議した結果, 許可意見としておりましたが, 今事務局から説明があったとおり7番, 8番, 9番, 10番については取下げ予定ということですので保留で同意します。また, その他の12件については農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)については19件の内, 3番を不許可とし, また7番, 8番, 9番, 10番の4件を保留とし, その他の14件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)については19件の内, 3番を不許可とし, 7番, 8番, 9番, 10番を保留とし, その他の14件を許可と決定します。

次に, 申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての, 審議に入ります。事務局から説明を, お願いします。

大橋副主査 4ページ1番, 申請地は平成29年5月12日農振除外案件で上道駅から300メートル以内に位置する3種農地と判断され, 転用目的は貸露天駐車場です。申請地は, J

R上道駅の利用者駐車場としての需要があるため貸露天駐車場として一時転用しているもので引き続き同様の利用をするため、永久転用の許可を受けるものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

す。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見を願います。

奥田委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)について、1番の1件を許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、願います。

橋本副主査 5ページ1番、平成29年11月15日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。申請人は現在、中区米田にある借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、妻の実家に近く育児や介護などを助け合える申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成29年11月15日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場・荷捌場・通路で所有権を移転します。受人は現在、北区柳町に事務所を置き、真庭工場と和気工場で再生樹脂ペレットを生産していますが、事業拡大に伴いフレキシブルコンテナパックを大型トラックからコンテナトレーラーへ積み替えて、姫路港、水島港、広島港等へ運ぶための物流基地が必要となり、コンテナトレーラー15台の駐車が可能であり、近隣の協力会社からセミトレーラーを手配しやすい申請地を譲り受けて、露天駐車場・荷捌場・通路に整備しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、事業の規模から妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、老朽化と子どもの成長に伴い手狭となり、経営しているクリニックに近く実家の父の介護も可能な父所有の土地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は下水道管、ガス管が埋設されている道路の沿道に位置し、500メートル以内に教育施設が二つある3種農地と判断され、転用目的は露天資材置場兼露天駐車場に所有権を移転します。受人は現在、中区江崎で水道業を営んでいますが、事業の拡大に伴い現在借りている資材置場が手狭となり、また貸し主から土地の返却を求められているため、本店に近く交通アクセスの良い申請地を譲り受けて露天資材置場兼露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となり妻の実家に近く両親の面倒を看ることのできる義父所有の土地を借り受け自己用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

今東委員 1番から5番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

大橋副主査

5 ページ 6 番, 申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在北区田中の借家に居住しておりますが, 家財道具が増え手狭となったため, 実家近隣の申請地を父から借り受け自己専用住宅として転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われ ます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと思われ ます。

7 番 8 番は同一農地で個別に自己専用住宅を建築しようとする申請のため, 同時に説 明します。申請地は 500 メートル以内に教育施設が 2 か所あり, 沿道に上下水道管が 埋設されている 3 種農地と判断され, 転用目的は自己専用住宅で所有権移転をします。

7 番, 受人は現在東区松新町の借家に居住しておりますが, 家財道具が増え手狭とな ったため, 現居住地とあまり離れていなく, 生活を大きく変えることない申請地を自己 専用住宅に転用しようとするものです。

6 ページ 8 番, 受人は現在東区金岡西町の借家に居住しておりますが, 家財道具が増 え手狭となったため, 勤務先にも近い申請地を自己専用住宅に転用しようとするもので す。

どちらも農地区分と転用目的は問題ないと思われ ます。転用面積, 被害防除計画等, 一般 基準上も問題ないと思われ ます。

9 番, 申請地は平成 29 年 1 月 15 日付け農振除外案件で, 農地の広がり が 10 ヘ クタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。 受人は現在母と同居しておりますが, 家財道具が増え手狭となったため, 実家近隣で周 辺には勤めている農業法人の農地がある申請地を母から借り受け分家住宅として転用 しようとするものです。1 種農地ですが, 「集落に接続した住宅」に該当し, 母所有の 農地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基 準上も問題ないと思われ ます。

10 番, 平成 29 年 1 月 15 日付け農振除外案件で, 農地の広がり が 10 ヘクタ ール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受入 りは当該地区の自治会で周辺農地等の防災用資材置場を整備する必要があり, 申請地を転 用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害 防除計画等, 一般基準上も問題ないと思われ ます。

以上です。

議 長

東区協議会の意見をふまえて, 地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

奥田委員

6 番から 10 番までの 5 件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 許可意見 としており, 農業委員としても同様に許可意見です。

議 長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員

異議なし。



議長 それでは申請等（３）の１０件については、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（３）は、１０件を許可と決定します。なお、２番は転用面積が３，０００平方メートルを超えていますので、１月２９日開催の岡山県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を、審議します。事務局から説明を、お願いします。

大橋副主査 申請等（４）の所有権の移転については７ページ１番から４番の４件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、すべて所有者から財団への所有権移転です。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定（所有権の移転）については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 ８ページ１番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

２番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作し、貸付地は引き続き貸付けします。

３番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

４番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

９ページ５番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

６番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作

します。

7番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付けします。

8番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付けします。

10ページ9番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付けします。

10番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作し、貸付地は引き続き貸付けします。

以上は各地区協議会では、いずれも問題なく受理の意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、10件を受理と決定します。

次に申請等（6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての、審議に入ります。

大橋副主査 別紙第1号議案申請等（6）「農業振興地域整備計画変更に関する意見について」を、ご覧ください。本年8月取りまとめ分の中区案件は48番から67番までの20件、東区分が岡山地域が68番から85番までと編入分が2番、3番の2件で合計で20件、瀬戸地域が1番の1件です。11月協議会で資料をお配りし、調査の結果等を農業委員さん及び推進委員さんより意見をいただき、事務局において農林水産課と協議を行いました。その結果53番、71番、79番を除く中区分で19件、東区分で岡山地域が18件、瀬戸地域が1件の38件の変更申出を認める内容で、農林水産課より最終の意見照会がありましたので、その旨各地区協議会で審議した結果、変更計画案は適当であるとの意見となりました。

以上です。

議長 以上の説明について、何かご意見ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、市の変更計画案は適当であるとの意見とします。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（1）4条届については、11ページ1番から8番の8件です。転用目的は露天駐車場が

4件、長屋住宅が1件、共同住宅が1件、敷地拡張が1件、宅地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、12ページ1番から13ページ11番の11件です。転用目的は分譲住宅地が2件、既設市道拡張及び露天駐車場が1件、貸露天駐車場及び貸露天資材置場が1件、露天駐車場が2件、自己用住宅が3件、露天駐車場及び露天資材置場が1件、共同住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、14ページ1番から17ページ17番までの17件です。解約理由は、耕作目的が13件、転用目的が4件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、18ページ1番から6番の6件です。内容は普通野菜畑が5件、果樹園が1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。  
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地利用最適化交付金事業の活動等について、1月18日の合同新年会について及び平成29年度の源泉徴収票の発行について説明する。

また「総会」と「地区協議会」及び「農業委員」と「推進委員」の在り方についての、今後の方針案は、承認を得る。

岸本職務代理 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前11時00分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員